

◎新潟県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年6月22日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県新潟市西区五十嵐三の町11158の25、13098の21、13098の22
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため